

第1回都市計画審議会での意見と市の考え方

項目	意見要旨	市の考え方
1	教育環境は重要な問題であり、大規模な土地利用転換により人口が増加する場合には、開発事業者や入居者に向けてあらかじめ通学区域内にある学校の空き教室状況をオープンにし、市の考えを示す必要があるのではないか。 また、西宮市のように指導要綱により住宅開発抑制をするなど、適正なボリュームに規制誘導すべきではないか。	大規模な土地利用転換により小学校の受け入れに困難が想定される民間開発については、早い段階で事業者と協議することが重要と考えており、今回の開発については、庁内の横の連携、情報共有を図り、教育委員会が、学校規模、敷地面積等教育環境、通学距離や安全面を考慮し、協議、検討を進めているところです。 本市にとって、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進することは重要な課題であり、現段階で住宅開発を抑制する考えはありませんが、今後も土地利用の誘導については、用途地域を基本として、地区計画等を活用しながら魅力ある都市空間の創出を図ります。
2	以前、工業系用途地域については、住工分離するという方針だったと思うが、方針転換をしたのか。 住工が混在している地域において、工場移転を誘導するための補助をする考えはないのか。	【意見を反映した】 本市では、平成19年に策定した「内陸部工業地の土地利用誘導指針」に基づき、保全するゾーンや共存または分離を目指すゾーンなどに区分し、地区の特性に応じた取組を進めています。 財政状況等により、移転補助による用途純化は非常に難しい状況ですが、用途地域やその補完制度である特別用途地区や地区計画制度を活用し、周辺を含めた土地利用動向を踏まえ、地区の特性に応じた規制誘導を行います。 こうした考えが明確になるよう文章を改めました。(P33,34)
3	南北交通について、財政状況から見て軌道系交通システムは難しいとしても、自転車や歩道環境の整備などの方向性について記述があってもいいのではないか。 臨海部の記述はあるが、南北交通は阪急塚口から阪神尼崎までの連絡の方が重要であり、もう少し記述が必要であると思う。	【意見を反映した】 本市では、これまで市域の南北間移動に係る利便性向上策について種々検討を行い、軌道系交通システムの導入は財政状況や採算性等から困難であると判断した経緯があります。 南北交通については、既存公共交通の利便性の維持・向上とともに、徒歩や自転車の利用促進に努める旨の内容に改めました。(P37) また、自転車や歩道環境の整備については、P41の『まちづくりの現況と課題』、P42の『方針⑥』に記載しています。
4	「放置自転車」と「不法駐輪」の言葉はどのように使い分けしているのか。	放置自転車とは、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」において、『自転車駐車場以外の場所に置かれている自転車で、利用者が自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの』と定義されています。 また、不法駐輪とは、法令の規定に基づく用語ではなく、道路交通法等に違反して自転車を駐車する行為をいいます。 都市計画マスタープランでは「放置自転車」で統一しています。
5	武庫之荘駅周辺における放置自転車禁止区域の設定と駐輪場の増設整備について、もう少し具体的に時期なども含めて書けないか。	放置自転車は全市的な問題であり、都市計画マスタープランでは、具体的な期限や場所、実施方法については記載せず、基本的な考え方を示しています。 現在、平成26年度の新規施策として、民間駐輪場整備補助事業を検討しているところであり、今後の駐輪場の増設につながるものと考えています。 また、駐輪場の管理運営、駐輪場への誘導啓発、放置自転車の撤去及び保管返還の4つの業務を一体的に業務委託することを全駅に拡大するなど、駅周辺の放置自転車の解消に向けて努めています。